

14 豊臣秀吉掟書・刀狩令(島津家文書) (国宝)

S 島津家文書一二一六一一〇。一通。縦四八・二cm、横一三〇・二cm。

天正十六(一五八八)年七月、豊臣秀吉が薩摩国の大名島津氏に宛てたもので、刀狩令の正文。第一条は、百姓は武器があるために領主に反抗し年貢を納めなくなるので、百姓の持つ弓・鎗・鉄炮などを没収することを命じる。第二条では、没収した武器のつかいみちについて、大仏(京都の方広寺の大仏)建立に用いることを述べる。第三条は、百姓は農具をもち耕作に専念すべきことを述べる。刀狩令は、全国に一斉に発令されたものと考えられ、小早川家文書などにも残る。「参考」『大日本古文書』島津家文書之一、三三三三号。藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会、一九八五)。

〔釈文〕

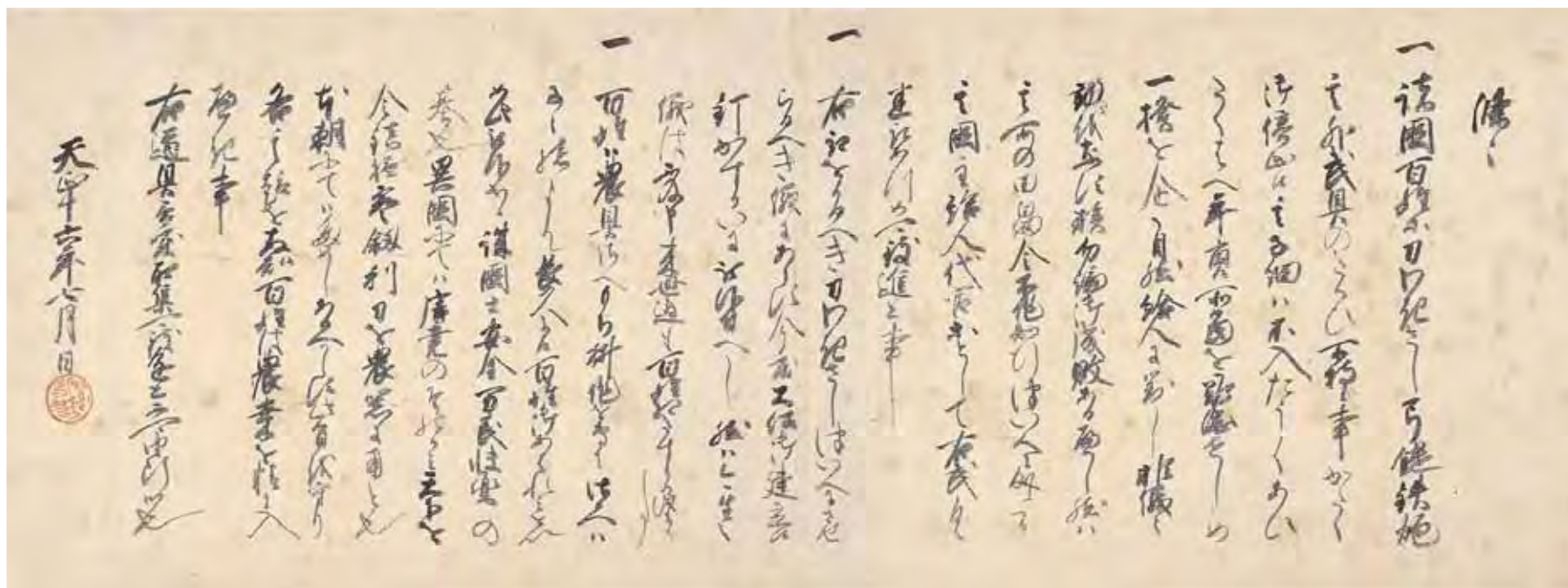
条々

一、諸国百姓等、刀・わきさし・弓・鎗・鉄炮、其外武器のたくひ所持候事、かたく御停止候、其子細ハ、不入たうくあひたくはへ、年貢所当を難渋せしめ、一揆を企、自然給人に対し非儀之動をなす族、勿論御成敗あるへし、然ハ其所の田島令不作、知行ついへに成候間、其国主・給人・代官等として、右武器悉取あつめ、可致進上事、

一、右取をかるへき刀・わきさし、ついへにさせらるへき儀にあらず、今度大仏御建立候釘・かすかいに被仰付へし、然ハ今生之儀は不及申、来世迄も百姓相たすかる儀に候事、一、百姓ハ農具さへもち、耕作を専に仕候へハ、子々孫々まで長久に候、百姓御あはれミを以、如此被仰出候、誠国土安全、万民快樂の基也、異国にてハ唐堯のそのかミ、天下を令鎮撫、宝劔利刀を農器に用と也、本朝にてハためしあるへからず、此旨を守り、各其趣を存知、百姓は農桑を精に入へき事、

右道具、急度取集、可致進上、不可由断候也、

天正十六年七月日(朱印)



14 豊臣秀吉掟書・刀狩令(島津家文書) (国宝)